孝心新聞　２０１３　12月号

今月から自転車は路側帯も左側通行！



今月から、道路交通法が改正され、路側帯（歩道がない道路の白線より外側の部分）においても自転車の左側通行が義務づけになり、違反した場合には3か月以下の懲役あるいは5万円以下の罰金となります。でも、以前から『自転車は左側通行するのは当たり前』では？詳しく調べてみると、路側帯は歩行者優先が大前提ではありますが、自転車の右側通行も違反ではなかったようです。判断に迷うことがあると思いますが、歩行者を優先に考えて左側通行を守っていれば大きな問題はないでしょう。



この改正の狙いは、交通事故を減らすために自転車の左側通行を周知徹底し、また取り締まりを行いやすくすることが狙いではないでしょうか。『もっと早くやればよかったのに！』と思いますが・・・。

私のアイデアですが、自転車で出かける際は、走行ルートを、『左回り』になるようにすれば何も考えなくても左側走行になります。我ながら良い？アイデアだと思いますのでよかったら試してください。

当院の交通事故患者の状況

当院にも、交通事故の患者様が多く来院されますが、その原因の1番と2番は左記の通り。

1番　赤信号で停車中に後方から追突された。

2番　見通しの悪い交差点で自転車と車が接触。

2番目のケースはすべて自転車が右側通行をしていたために発生したものです。車を運転する方は、危険を予測して運転する義務がありますが、自転車も左側を通行する義務があります。歩行者も、自転車、車もお互いにどのように見えるのか想像しながら、交通事故にあわないように気を付けましょう。しかし、不幸にも交通事故にあってしまったら、すぐに当院にご相談ください。

当院は、交通事故・後遺障害サポートセンター認定接骨院です。専門的な知識と経験がある当院が、全力でサポートいたします。交通事故にあわれた方の治療は、自動車保険（自賠責）から支払われますので、患者様のご負担はありません。（0円）

・警察届出用の診断書の作成。
・病院との併用も可能です。
・他院からの転院も可能です。
・慰謝料として、通院日数×4200円が加算されます。（最大、通院期間の半分の日数まで）

ご相談は随時無料で行っておりますのでお気軽にご連絡ください。

●年末年始休診日のお知らせ●

12月29日（日）から1月5日（日）までお休みします。自費治療と交通事故（自賠責）の患者さまは**12月29日（日）と30日（月）の午前**まで診療します。年末に自費治療をご希望の方は、お気軽にご予約ください。ホームページからも診療日の確認ができますのでご利用ください。

今月のスタッフのつぶやき

接骨院　孝心　検　索
http://kousin-hamamatsu.com



先日の夜、暗く街灯もない道をバイクで走っていました。すると突然！目の前に自転車が！よく見ると高校生。無灯火で耳にはイヤホンを入れて音楽を聴き、スマホを眺めながら道路を斜めに横断していたようです。こんな事まで想定しながら運転しなければならない時代になったようです。（院長）



浜松市美術館で開催していた三沢厚彦氏の彫刻を鑑賞してきました。くすのきの丸太から作られた等身大の動物たちからは生き生きとした表情やぬくもりを感じることができ、中でも転がっている子熊が愛らしくて癒されました。　(*^。^*)　（理



１２月は、母の誕生日と息子の誕生日、クリスマスの後は年賀状を作って、年末の大掃除も・・・。考えるだけで気が重くなりますが、気持ちよく新年を迎えられるように早めに準備します。　!(^^)!　（真由美）

むちうち症（交通事故）、首や肩腰・膝の痛み、スポーツ障害、ねんざ、打撲、肉ばなれ、肩コリなどお気軽にご相談ください。
接骨院　孝心　検　索
NPO法人　東洋医学推進協会
接骨院　孝心
マッサージ・はり・きゅう院併設
TEL　053（451）4523
交通事故（自賠責）・健康保険
〒432-8023
浜松市中区鴨江1-37-17

